資料１９

総合水泳場　減免規定

利用料金に係る減免規定は次のとおりです。

（１）市内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（高等部を除く。）（以下「小中学校等」という。）が教育課程に基づく教育活動のために利用するとき。
１００パーセント

（２）市内の学校教育法第１条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第１項に規定する保育所又はこれらに準ずる施設（以下「幼稚園等」という。）が幼児の教育活動等のために利用するとき。　５０パーセント

（３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第１項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第１項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者が利用するとき（個人利用に限る。）。　１００パーセント

（４）６５歳以上の者が利用するとき(個人利用に限る。)。　５０パーセント

（５）公益財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が体育の振興の目的のために利用するとき。　５０パーセント

（６）指定管理者が相模原市立総合水泳場条例第２３条の規定により行う同条第７号の事業のために利用するとき。　１００パーセント

（７）（１）から（６）に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、教育委員会の承認を得たとき。　教育委員会の承認を得て指定管理者が定める率

※　相模原市立総合水泳場条例施行規則を参考のこと。